

調査用バス借上げ業務仕様書

1 業務名

調査用バス借上げ

2 目的

各施設における事前調査が円滑に進められるよう、移動手段として、大型バス1台及び中型バス2台を借上げるもの。

3 業務期間

令和5年4月5日（水）から令和5年4月7日（金）まで

4 業務場所

一関市、花巻市、釜石市、大船渡市及び陸前高田市

5 業務内容

次に示す市における各施設を、大型バス1台及び中型バス2台により、県及びその関係者を乗せて移動すること。この移動においては、高速道路及び自動車専用道路を利用することとし、費用として計上すること。

また、運転手の宿泊費及び食事代について、費用として計上すること。

なお、各市施設の詳細は、受注者が決定次第、発注者から提示する。

(1) 4月5日（水）

- ア 岩手県庁発 ※ 高速道路利用（盛岡南IC～一関IC）
- イ 一関市内施設
- ウ 陸前高田市内施設
- エ 大船渡市内施設
- オ 大船渡市内ホテル着

(2) 4月6日（木）

- ア 大船渡市内ホテル発
- イ 陸前高田市内施設
- ウ 大船渡市内施設
- エ 大船渡市内ホテル着

(3) 4月7日（金）

- ア 大船渡市内ホテル発
- イ 釜石市内施設 ※ 高速道路利用（東和IC～花巻空港IC）
- ウ 花巻市内施設 ※ 高速道路利用（花巻空港IC～盛岡南IC）
- エ 盛岡市内施設
- オ 岩手県庁着

6 運転業務従事時間

(1) 1号車（大型バス）

	実時間	点呼点検時間	延長見込時間	計
4月5日	10	2	2	14
4月6日	10	2	2	14
4月7日	9	2	0	11
			合計	39

(2) 2号車及び3号車（中型バス）

	実時間	点呼点検時間	延長見込時間	計
4月5日	10	2	2	14
4月6日	10	2	2	14
4月7日	7	2	1	10
			合計	38

7 留意事項

- (1) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 各市施設の詳細については、受注者が決定次第、発注者から提示する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、別途発注者と受注者とが協議し処理すること。

8 権利義務の譲渡等

受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、発注者から書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 借上料の支払

業務完了確認後、受注者からの請求書に基づき支払う。

10 秘密保持

- (1) 受注者は、業務において知り得た情報を、事前に発注者から書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、発注者から開示された情報を知得した自己の役員又は使用人（情報を知得した後、退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から開示された情報を保持するため、当該情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。